

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金 企画提案追加募集要領

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にある外国人観光客について、県内宿泊施設等の利便性を向上させ、外国人観光客の満足度向上を目的とし、県内宿泊事業者等が行う他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備に対して、予算の範囲内で外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金を交付するもの。

第2 募集事項

本補助金では、企画提案を募集する。優れた提案及び能力を有し、適格と判断された事業者を評価点が高い上位1者程度を選定し、予算の範囲内において補助金を交付する。

1 補助対象者

- (1) 県内において旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、営業を行っている宿泊施設
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認めるものを除く。)
- (2) 県内において住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により届出された住宅宿泊事業の用に供する施設
- (3) その他、知事が特に認める集客力の高い観光集客施設

2 補助金の額

上限額 2,000千円

3 補助率

2/3以内

4 事業期間

令和7年2月28日（金）までに施工及び支払が完了するものを対象とする。

5 対象経費

県内宿泊施設の利便性向上及び外国人観光客の満足度向上のため、県内宿泊事業者等が行う他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備に係る経費

①デジタル技術を活用した多言語化整備

②その他、外国人観光客の受入環境整備に効果的な設備整備費

※Wi-Fi整備については、Wi-Fi6以上の規格に準拠したものとし、上記取組を実施するに当たり、事業効果を高めることを目的とし、上記取組の整備範囲内で付随して行う部分についてのみ補助対象とする。

6 対象外経費

- (1) 交付決定前に着手した事業の経費
- (2) 既存設備・システムの維持費やメンテナンスに係る経費
- (3) レンタル機器のレンタル料やその設置に係る工事費
- (4) 消耗品
- (5) コンサルティングに係る経費
- (6) 間接経費（収入印紙代、振込手数料等）
- (7) 消費税及び地方消費税
- (8) その他、事業目的に照らして直接関係ないもの等、知事が適切でない判断する経費

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 2 県税に未納がない者

第4 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和6年8月1日（木） |
| 2 企画提案への参加申込期限 | 令和6年9月13日（金） |
| 3 企画提案書の選考（予定） | 令和6年9月中旬 |
| 4 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和6年10月上旬 |

第5 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
企画提案に関する質問は随時受け付ける。
(1) 提出方法
(イ) 任意様式にて電子メールにより提出又は電話や口頭による。
(ロ) 電話番号及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
【宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班】
TEL：022-211-2755
E-mail：kankouss@pref.miyagi.lg.jp
(2) 回答方法
質問に対する回答は、随時質問者に回答する。質問されることが多い事項については、宮城県観光戦略課のホームページに掲載する。
- 2 企画提案への参加申込
(1) 提出書類（各1部）
(イ)（様式第1号及び別紙1～2）企画提案参加申込書一式
(ロ) 直近1年間の決算書の写し（申請者が個人事業者の場合を除く）
(ハ) 交付申請施設が、補助対象施設に該当することが確認できる書類
（旅館業営業許可証の写し、住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法に基づき届出を行ったことを確認できる書類等、観光施設はパンフレット等）
(ニ) 補助対象財産の位置を図示した図面及び写真
（住宅宿泊事業者の場合は、宿泊者の使用に供する部分と住居の部分の区別が分かる図面等）
(ホ) 補助対象経費が確認できる書類（見積書、明細書等）
(ヘ) 法人の場合は定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票抄本
(ト) 納税証明書（税目：全ての県税）
(2) 提出期限 令和6年9月13日（金）午後3時まで（必着）
(3) 提出方法 持参又は郵送とする。
(4) 提出先 宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班（宮城県庁行政庁舎14階）
(5) その他 企画提案は1事業者当たり1案までとする。

第6 補助対象者の選考

- 1 補助対象者の選考方法
県が設置する選定委員会において、提出書類の総合評価により審査し、適格と判断された企画提案者の中から評価点が高い上位1者程度を補助申請候補者として選定する。ただし、提案内容等により、予算の範囲内において、選定数を調整する場合がある。
- 2 書類審査
(1) 実施日
令和6年9月中旬（予定）

(2) 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第7 評価基準・配点

- 1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。
 - (1) 事業趣旨との整合性 (30点)
 - (2) 事業計画の具体性 (40点)
 - (3) 事業の独自性 (20点)
 - (4) 事業の普及性 (10点)

第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施要領等に従っていない場合
 - (3) 同一の応募者が複数の企画提案書を提出した場合
 - (4) 公募による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第2号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

第10 その他の事項

- 1 その他
 - (1) 企画提案書等の取り扱い
提出された提案書等は、原則として返却しない。
 - (2) 提出後の変更
提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
 - (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
 - (4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(様式第1号)

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金に係る企画提案参加申込書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

このことについて、外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金に下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

○添付書類

- (1) 企画提案参加申込書一式 (別紙1～2)
- (2) 直近1年間の決算書の写し (申請者が個人事業者の場合を除く。)
- (3) 交付申請施設が、補助対象施設に該当することが確認できる書類
(旅館業営業許可証の写し、住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法に基づき届出を行ったことを確認できる書類等、観光施設はパンフレット等)
- (4) 補助対象財産の位置を図示した図面及び写真
(住宅宿泊事業者の場合は、宿泊者の使用に供する部分と住居の部分の区分が分かる図面等)
- (5) 補助対象経費が確認できる書類(見積書、明細書等)
- (6) 法人の場合は定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、個人の場合は住民票抄本
- (7) 納税証明書(税目:全ての県税)

企 画 提 案 書

1 補助事業者の概要

事業者名			
所在地			
代表者		資本金又は出資金	円
許可証の業種		従業員数	人
連絡先	【部署名】	【担当者名】	
	【電 話】		
	【F A X】	【E-mail】	

2 補助事業について

現状・これまでの取組	
課題	
新しい取組 (事業内容)	
期待される効果	

施設概要

施設名称			
施設所在地			
しゅん工年月	年 月 (築 年)	建物構造区分	[] 造 [] 階建
施設規模	客室数 [] ・ 宴会場数 [] ・ 会議室 [] 延べ面積 [] (※建築物の各階の床面積の合計を記入)		
外国人宿泊者数	年 [] 人 ・ 年 [] 人 ※暦歴で直近2カ年		

支出内容

(単位：円)

内容 (設置場所、仕様、数量等)	補助事業に要する経費 (※1)	補助対象経費(a) (※2)	申請額 ((a)×2/3) (※3)
合 計			

- (※1) 「補助事業に要する経費」とは、事業者が事業を行うために必要な経費 (税込み)
- (※2) 「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうち補助対象の経費 (税抜き)
- (※3) 「申請額」は、千円未満を切り捨てて記載すること。

スケジュール

施 工 時 期 等	施工業者等との契約予定年月	年 月 (※交付決定日以降とします。)
	購入 (着工) 予定年月	年 月
	設置 (しゅん工) 予定年月	年 月
	利用開始予定年月	年 月
購入業者 (施工業者等) への 予定支払年月 (事業完了予定日)		年 月 日 (※交付決定年度の2月末日以前とします。)

誓約書

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

印

私は、外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金を申請するに当たり下記の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(補助金の取扱い)

- 1 補助金で整備予定の宿泊施設や設備等については、他補助事業とは併用しません。
- 2 補助金で整備予定となっている宿泊施設や旧設備等については、次のいずれかに該当します。
 - (1)他補助事業を活用して、整備したことはありません。
 - (2)他補助事業を活用して整備しましたが、財産処分に係る承認を受けています。
- 3 事業内容や金額変更、完了時期の遅延が予想される時点で、速やかに県に相談します。
- 4 補助金で整備した財産は、補助金交付要綱第11条に基づき、適切に財産管理処分を行います。

(暴力団の排除)

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1)暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2)暴力団又は暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3)暴力団又は暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - (5)暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団又は暴力団員等の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6)暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7)暴力団員又は暴力団員等と密接な交友関係を有する者
- 2 上記1(1)から(7)までに掲げるものを下請契約の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったときは、当該申請等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、警察に通報します。

(様式第2号)

取 下 願

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

都合により、令和 年 月 日付けで提出した外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金に係る
企画提案書を取り下げます。